

(表面)

様式 7 3 (その 1)

年 月 日

(宛先) 高浜市長

軽自動車税（種別割）減免申請書（身体障害者等用）

高浜市税条例第 81 条の規定により、次のとおり申請します。

<納税義務者（申請者）>

住 所			
氏 名			
生年月日	年 月 日	障害者 との続柄	
電話番号	— —		

<車両（車検証）の情報> ※「事業用」の車両は減免対象外です。

車両番号 (ナンバー)		種 別	
用 途	☐ 乗用 ☐ 貨物	使用目的	☐ 通院 ☐ 通学 ☐ 通所 ☐ 生業 ☐ その他（ ）
主たる定置場	高浜市		

<障害者（手帳）の情報>

住 所	☐ 納税義務者（申請者）に同じ		
氏 名	☐ 納税義務者（申請者）に同じ	生年月日	年 月 日 (歳)
手帳番号		交付年月日	年 月 日
障 害 名		障害の程度	☐ 身体 ☐ 精神 ☐ 療育 ☐ 戦傷 級・判定

<運転者（運転免許証又は免許情報記録個人番号カード）の情報>

住 所	☐ 納税義務者（申請者）に同じ		
氏 名	☐ 納税義務者（申請者）に同じ	障害者 との続柄	☐ 同居 ☐ 別居
番 号			
(交付) 年月日	年 月 日	有効期限	年 月 日
免許の種類		免許の条件	

☐ 軽自動車税（種別割）の減免を受けるため、市が上記について確認・調査することに同意します。

※同意（☒）がない場合、減免を受けられない場合があります。

(裏面)

備 考

1 次年度以降の減免申請手続きについては、次に掲げるとおりです。

(1) 本人運転の場合

身体障がい者等の方で、現在、減免を受けている軽自動車等については、減免を受けた状態に変更がない限り、自動的に継続します。(本人の同意のうえ、市において減免継続のために必要な調査をさせていただきます。)

ただし、減免する軽自動車等を変更するなど要件が異なる場合は、必ず減免申請の手続を新たに行ってください。

また、運転免許証を更新しない場合や身体障害者手帳等を返還した場合など、軽自動車税(種別割)の減免を継続することができないような事情が発生した場合は、速やかに市役所へ連絡してください。減免に該当しなくなったことが後日判明したような場合には、遡って軽自動車税(種別割)を納付していただくことがありますのでご注意ください。

(2) 家族運転等の場合

毎年度、納期限までに減免申請の手続を行う必要があります。減免申請を行わない場合は、減免を受けることができません。

また、減免する軽自動車等を変更する場合など要件が異なる場合、市外へ転出されたなど、減免を継続することができなくなったような場合は、転出先の市区町村で減免申請の手続をしてください。減免の内容や申請手続は市区町村によって異なりますので、転出先の市区町村へお尋ねください。

2 別居の家族等(身体障害者等と生計を一にする者)が減免を受けようとする場合は、福祉事務所長等が発行する「生計同一証明書」(別紙)を添付してください。

3 減免は、ひとりの身体障害者等について自動車・軽自動車等を問わず1台となります。

4 自動車検査証又は軽自動車届出済証に「事業用」と記載されているものは、減免を受けることができません。(一般の軽自動車等に構造変更が加えられ、専ら身体障害者等の利用に供するものは除きます。)

5 運転者の運転免許証又は特定免許情報が記載された免許情報記録個人番号カードを提示してください。

(別紙)

軽自動車税（種別割）に係る生計同一証明書

第 号
年 月 日

様

印

このことについて、下記に掲げる「1 対象軽自動車等」は、専ら「2 障害者等」のために、当該障害者等と生計を一にする「3 運転者」の者が運転するものであることを証明する。

記

1 対象軽自動車等			
2 障害者等	氏 名		
	住 所		
	電話番号		
3 運転者	氏 名		
	住 所		
	電話番号		
	運転免許証※の番号		
	障害者等との関係		
4 減免措置の適用の有無	有り（認められる） ・ 無し（認められない）		

※免許情報記録個人番号カードを含む